

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	7 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から47年6月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できないとの回答をもらった。申立期間の保険料は、父母が町内の集金人に、同居家族の分をまとめて納付していた。母は私の保険料も納付していたと言っているし、姉も結婚するまでは母が保険料を納めてくれていて良かったと言っている。父母及び姉弟の保険料は納付済みとなっているのに、自分だけ未加入とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたとする父母は、国民年金保険料を完納し、申立人の弟の20歳以降及び二人の姉の制度発足以降婚姻までの期間の保険料も納付していることから、父母の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間当時に同居し、申立人と一緒に父母の経営する商店に勤めていた弟は、国民年金保険料が納付済みとなっていることから、納付意識の高かった父母が申立人の保険料のみ納付しないのは不自然である。

さらに、申立人の二人の姉は、母が申立人のみ国民年金保険料を納付していなかったとは考えられないと証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年11月から49年12月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から46年3月まで  
② 昭和46年11月から49年12月まで

申立期間①当時は、A県やB県に出稼ぎに行っていたが、20歳過ぎに国民年金に加入し保険料を納めたと父親から言われたのを憶えている。集落の代表の方が集金に来ており、ノートかカードの様なものにハンコを押していたと聞いている。

申立期間②については、農業者年金に加入し、あわせて国民年金の付加保険料を納めていたので良く調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は昭和46年11月から49年12月までの期間は農業者年金に加入しているが、同年金は国民年金の付加保険料の納付が加入条件とされており、さらにC市の国民年金被保険者名簿にも、46年11月15日に付加保険料納付の申出があったとの記録があり、同年11月から49年12月まで38か月の長期にわたり、申立人には納付督促の記憶が無いことから、行政側に国民年金付加保険料の納付の記録漏れが疑われる。

2 申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出日は昭和46年6月ころと推定され、この時点では申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとする父親も、既に他界しているため、加入手続及び保険料納付状況が不明である上、氏名検索によっ

ても申立人にほかの国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない。

さらに、C市の国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する国民年金手帳において、昭和46年4月からの国民年金保険料の納付の事実は確認できるものの、申立期間において、父親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年11月から49年12月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から同年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和46年2月から同年3月までの納付が確認できない旨の回答を受けた。申立期間当時、私は美容院で見習いをしており、20歳になったときに、母が私の国民年金の加入手続きを行い、母の分と一緒に私の保険料も集金人に納めていたと聞いている。申立期間後の昭和46年4月から47年3月についても事務処理誤りなどで納付済みに訂正されているので、未納は納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人の国民年金保険料と一緒に集金人に納付していたとする母親は、国民年金加入期間中すべて納付済みであることから、母親の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間直後の昭和46年4月から同年12月までの期間については、申立人が平成19年6月に社会保険事務所に年金記録を確認した際、申立人が所持している国民年金手帳の検認印から、未納が納付済みに訂正されている一方、47年1月から3月までの期間については、検認印がないにもかかわらず納付済みになっているなど、行政側の記録管理に不備が見られる。

さらに、社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年2月26日に払い出されていることが確認できる上、国民年金手帳の検認記録から、納付日が確認できる46年4月から同年12月までの申立人と申立人の母親の保険料は、同一日に納付されていることが確認でき、納付意識の高い母親が、加入直後の申立期間に係る申立人の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月

58歳到達時に国民年金保険料納付記録を確認したところ、平成14年4月分のみ未納となっていた。保険料は、毎月口座引き落としですべてきちんと納めていた。年に1回から2回ほど残高不足のために引き落としできなかったときは、送付された納付書により、保険料を納付していたので納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回かつ1か月と短期間であり、申立期間を除き40年近い国民年金加入期間すべて納付済みであり、申立人の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人が作成を依頼していたA町商工会保管の申立人の平成14年確定申告書には、社会保険料控除として国民年金保険料15万9,600円（月額1万3,300円×12か月）が記載されていることが確認でき、これは当時の保険料総額と一致する。

さらに、申立人の妻は、年に1回から2回ほど残高不足のために引き落としできなかったときは、送付された納付書により、保険料を納付していたことがあると証言しており、証言内容に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から2年3月まで

平成元年6月に勤めを辞めた後、Aに住んでいたお婆の家へ行く途中にあるB区の出張所で国民年金の加入手続きを行い、毎月保険料を納付していた。それにもかかわらず未納となっていることに納得できない。申立期間中はアルバイトをしており、自分自身で保険料を納付していた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間は10か月と短期間であるとともに、申立人は、20歳になると同時に国民年金への加入手続きを行い、保険料納付を開始している上、申立期間以外の国民年金加入期間に未納は無く、保険料納付意識が高いことがうかがわれる。

また、申立人の保険料の納付状況についての記憶は具体的かつ詳細であり、看護学校の入学準備のため会社勤めを辞めたことを契機に国民年金へ加入し、保険料を納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人が記憶している保険料額も当時の保険料額とおおむね一致していることなど、申立人の主張には信憑<sup>ひよう</sup>性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年3月までの期間及び48年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年7月から47年3月まで  
② 昭和48年9月

国民年金保険料収納記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答をもらった。申立期間①について、母が私のことを考えて国民年金への加入手続きを行い、母が私と父の保険料をあわせて金融機関で納付書により支払っていた。申立期間②について、結婚で転居したため母に納付を依頼し、母がいつものように支払っていたはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は2回あるが、9か月及び1か月と短期間であるとともに、申立人が当時同居し、申立人及び父親の国民年金保険料を支払っていたとする母親は、申立人の父親の保険料とともに、申立期間を含めた国民年金加入期間の保険料を完納するなど、母親の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、両親が申立期間に申立人の国民年金保険料を支払っていたはずであると主張しているところ、事実、社会保険庁の記録により、昭和47年2月に払い出された国民年金手帳記号番号(その後、誤適用により取消し)で、47年4月から48年3月までの保険料が納付(その後に還付)されていることが確認できることから、この時点では申立期間は現年度納付が可能であり、納付意識の高い母親が申立人の保険料のみ納付しないと考えるのは不自然である。

さらに、申立人に昭和47年2月に払い出された国民年金手帳記号番号は、その後、誤適として抹消されているにもかかわらず(時期や理由が不明)、本人が所持していた領収書により、申立期間①直後1年分の保険料の納付記録が

平成 20 年 1 月に訂正されるなど、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

20歳で国民年金に加入してから、ほとんどの期間を銀行の口座から年度前納で納付していた。申立期間も同様の方法で納付しており、申立期間のみが未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は一回かつ12か月と短期間であるとともに、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間に保険料の未納が無いなど、保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は毎年国民年金保険料を前納していたとしているところ、社会保険庁の記録により申立期間前後は保険料が前納されていることが確認できることから、申立内容に信<sup>ひょう</sup>憑性が認められるとともに、申立期間当時における申立人の職業や住所など生活状況に変化は無く、納付意識が高い申立人が申立期間のみ保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から46年3月まで

申立期間当時、地区自治会が国民年金保険料を集めていたので、親が家族の保険料を集金袋に入れ、地区会館に持参し納付していた。

親が持参できない時は、自分が地区会館に持参しており、すべて納付していると確信していたのに、未納期間があるのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間については、保険料をすべて納付しており、申立人の保険料を納付していたとする両親も、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳になるまでの国民年金加入期間中、保険料をすべて納付しており、家族の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、親が家族の国民年金保険料を集金袋に入れ、地区会館に持参して納付していたとしており、当時の納付組織の関係者も、申立人の母が申立人一家の保険料をまとめて持参し、時には申立人が持参していたと証言している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号払出日（昭和46年7月）から、申立期間は過年度納付が可能であり、このように納付意識の高い申立人の両親が申立期間のみ、申立人の保険料を未納のままにしておくのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年6月28日から昭和29年8月18日まで  
② 昭和29年12月1日から昭和30年4月25日まで  
③ 昭和31年3月1日から昭和35年1月1日まで

平成19年6月7日に厚生年金保険加入期間を照会したところ、全期間、脱退手当金を受給していると回答があったが、請求した記憶も受給した記憶もないので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1年3か月後の昭和36年3月30日に支給されたことになっているほか、請求期間の最終事業所の被保険者名簿に記載されている被保険者の中に脱退手当金を支給された者がいないことから、申立人の委任を受けた事業主が代理請求したとは考え難い。

また、申立人は申立期間後の国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、脱退手当金が支給されたこととなっている昭和36年3月30日直後の同年4月から60歳まで国民年金保険料を完納しており、年金に対する意識の高さを考慮すると、その当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い上、支給されたとする金額は、法定支給額と232円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 1 月 1 日から 35 年 10 月 1 日まで  
社会保険事務所に自分の年金記録を問い合わせたところ、昭和 30 年 1 月 1 日から 35 年 10 月 1 日までの A 事業所における厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を支給済みであるとの回答を受けた。脱退手当金の請求方法も知らないし、受給したことはないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 11 か月後の昭和 36 年 9 月 2 日に支給が決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 35 年 10 月 5 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 6 月 1 日から 35 年 11 月 26 日まで  
社会保険事務所に年金記録を問い合わせたところ、昭和 28 年 6 月 1 日から 35 年 11 月 26 日までの A 株式会社で勤務していた期間が、脱退手当金を支給済みであるとの回答を受けた。脱退手当金を受給した記憶はなく、納得がいがないので、再調査の上、申立期間を年金支給対象期間としてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 36 年 6 月 27 日に支給決定されたこととなっているほか、A 株式会社の被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、脱退手当金の受給資格者は申立人を除き 22 名であるところ、脱退手当金を受給している者は 6 名と少なく、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 35 年 12 月 17 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から45年3月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答をもらった。

昭和41年12月にA市に転居してから、地域の納付組織の集金人に国民年金の加入手続を依頼し、保険料を納付していた。夫の保険料と一緒に納付していたはずなのに、私の保険料のみ未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年12月にA市へ転居してから国民年金加入手続を行い、地域の納付組織の集金人に夫とともに保険料を納付していたと主張するが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは45年6月であることが確認でき、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない。

また、手帳記号番号払出時期からみると、申立期間のうち昭和43年4月から45年3月までの期間は過年度納付、41年5月から43年3月までの期間は特例納付が可能であるが、申立人に過去の未納分をまとめて納付した記憶は無く、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年12月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月から平成元年 3 月まで

私は、当時、学生で住所はA市にあったが、母親が国民年金に任意加入の手続をして保険料をB市で納付していたと聞いており、未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入状況及び納付状況が不明であるとともに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする母親は、いつ、どこで国民年金加入手続を行ったかの記憶が曖昧である上、申立人は20歳到達時に居住していたA市役所等へ行った記憶がないと証言しており、A市からも「申立人の国民年金被保険者名簿は無く、納付記録を確認することができない」との回答がある。

また、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和63年3月3日にB市(当時)で払い出されていることが確認できるとともに、B市(当時)保管の国民年金被保険者名簿により、「学生より」の記載とともに平成元年5月22日に受け付けたことが確認できることから、申立期間は任意加入の未加入期間であり、この時期では保険料をさかのぼって納付することができない。

さらに、申立人の母親が申立期間において申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から46年3月まで  
国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の納付が確認できないとの回答であった。当時は事業所に勤務していたが、厚生年金に加入していなかったため国民年金に加入していたと思う。自分で国民年金保険料を納付した記憶はないが、親が地区集金で納付していたと思う。年金手帳の国民年金資格取得日は昭和43年10月と記載されており、加入していれば保険料を納付していたと思う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人が申立人の保険料を納付したとする両親も既に他界しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和43年10月から国民年金保険料を納付していたとしているが、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号が46年9月に払い出されていることが確認できることから、申立期間の一部については時効により保険料を納付できない。

さらに、氏名検索によっても別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間に保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

加えて、申立人は、両親から申立人の申立期間に係る保険料をまとめて納付したとの話を聞いた記憶は無いとしており、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月から46年3月まで

昭和43年ころ、町内の役員であった元妻の叔父の勧めで、夫婦で国民年金に加入した。

当時、商売の経営（寿司店）も順調で、保険料をまとめて納付することができた時期であった。夫婦二人分の国民年金保険料を叔父に渡し、叔父が夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付していたと思っていたのに、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、申立人の国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付を行ったとする叔父は既に亡くなっており、当時の納付状況を確認することができない。

また、申立期間当時、申立人の居住する地域に国民年金保険料の納付組織が存在していたことは確認できるものの、A市からは、当時、納付組織では現年度保険料のみ取扱っており、特例納付、過年度納付の保険料は取扱わなかったとの回答がある上、叔父と一緒に保険料を納付していたとする元妻の保険料納付記録も未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から51年1月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、昭和41年7月から51年1月までの納付事実が確認できないとの回答をもらった。50年の暮れに特例納付のお知らせの回覧があり、国民年金委員の区長からも国民年金保険料の納付を勧められ、加入と同時に夫が10万円近くを区長に納めた。国民年金への加入手続や納付は区長にまかせ、私も夫も一切行っていない。区長から領収書もらったような記憶はあるものの、今は持っていない。納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年の暮れころに集落の区長等の勧奨により国民年金に加入し、過年度納付と特例納付により申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、社会保険庁及びA市の記録により、申立人は51年2月に任意加入したことが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上過年度納付又は特例納付によっても保険料を納付することができない。

また、申立人は、納付時期や納付期間の記憶が曖昧な上、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、過年度納付や特例納付以外の方法での国民年金保険料の納付を申し立てておらず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から44年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から44年4月まで

国民年金保険料収納記録を照会したところ、昭和42年5月から44年4月までの納付事実が確認できないとの回答をもらった。父母ともに国民年金制度発足当時から国民年金に加入していたことから、私が20歳になったときに母が加入手続きを行い、納税協力会(町内会)を通じて父母の保険料と同時に納付していたと思う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時に母親が国民年金加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、社会保険庁の記録及び申立人が所持する国民年金手帳では、申立人の国民年金の資格取得日は昭和44年5月1日とされており、申立期間は国民年金に未加入のため、保険料を納付できない。

また、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与していない上、申立人の国民年金加入手続きと申立期間の保険料納付を行ったとする申立人の母親は既に他界しているため、保険料納付の詳細が不明である。

さらに、社会保険事務所が保管する昭和41年12月から44年8月までの国民年金被保険者記号番号払出簿の縦覧によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号の払い出された形跡が確認できない。

加えて、申立人又は申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年4月から40年3月まで  
昭和37年4月に婚姻し、婚姻後は妻の実家で養父母、妻の妹と暮らした。申立期間当時、養父母は国民年金に加入し保険料を納付していた。養母の死亡後は、私が養父と私たち夫婦の保険料を納付しており、養父の保険料が納付済みとされているのに私たち夫婦の保険料が未納となっているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間のうち一部の期間は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人が婚姻時に申立人の国民年金加入手続を行ったとする養母も既に他界していることから、国民年金の加入及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和37年4月の婚姻時に養母が申立人の国民年金の加入手続を行い、その後の保険料を納付していたとしているが、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は40年9月に払い出されたことが確認できることから、この時点では申立期間の一部は時効により保険料が納付できない上、氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間において申立人の養母が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、申立人自身もまとめて納付した記憶はないと証言するなど、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から41年3月まで

昭和37年4月に婚姻し、婚姻後も私の実家で父母、妹と暮らした。申立期間当時、父母は国民年金に加入し保険料を納付していた。母の死亡後は、夫が父と私たち夫婦の保険料を納付しており、父の保険料が納付済みとされているのに私たち夫婦の保険料が未納となっているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間における保険料の納付に直接関与しておらず、申立人が婚姻時に申立人の国民年金加入手続を行ったとする母も既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和37年4月の婚姻時に母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、その後の保険料を納付していたとしているが、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は42年12月に払い出されたことが確認できることから、この時点では申立期間の一部は時効により保険料が納付できない上、氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間において申立人の母が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、申立人の夫もまとめて納付した記憶はないと証言するなど、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から45年3月まで

私は申立期間当時、A県で学生生活をしていましたが、B県C市の実家に町内会長が集金に来て、「20歳になったら息子さんも年金を納めるように」と両親が勧められたと聞いている。母から、毎月来る集金人に国民年金保険料を納めて、集金人は個別の台帳に領収印を押していたと聞いている。保険料は月額100円であった。私の姉がA県で学生生活をしていたときも、両親が同様の納付方法で納めており、姉の保険料が納付済みとなっているのに私の申立期間が未加入とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A県で学生生活をしており、母親が実家のB県C市で申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと申し立てているが、申立人が申立期間当時に国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧によっても、B県C市において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立人は、国民年金手帳を所持した記憶が無いとしている。

さらに、申立人は、申立期間に居住していたA県D市において、国民年金の加入手続及び保険料納付を行った記憶が無いとしている上、A県D市からも、申立人の国民年金の加入記録は確認できないとの回答がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



付することができず、他に保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、保険料の納付方法、納付場所、納付金額等についての記憶が曖昧である。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年9月から55年3月までの期間及び60年1月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年9月から55年3月まで  
② 昭和60年1月から同年4月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料納付記録を照会したところ、納付事実が確認できず、いずれの期間も未加入期間とされていた。申立期間①は実家を離れ、学生であったが、親が任意加入の手続きと保険料納付を行っていたと思う。

また、申立期間②は大学を卒業後、実家へ戻っていた時期で、送付された納付書により、私が一括して銀行または郵便局で保険料を納付した。よって申立期間①及び②が未加入、未納とされていることは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の母親は、保険料の納付や加入手続についての記憶が曖昧である。

また、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和62年6月以降に払い出されたことが推認でき、この時点では申立期間の保険料は時効により納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人及びその母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない

2 申立期間②について、申立人は国民年金への加入手続を行った記憶が無い

上、申立人が納付したとする保険料額も当時の保険料総額と大きく相違しているなど、申立内容に信憑<sup>びよう</sup>性が認められない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点においては、申立期間のほとんどは時効により保険料を納付できない。

さらに、申立人が申立期間において保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月から55年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月から55年4月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答をもらった。

結婚を機に退職した後、私が昭和54年11月に市役所または社会保険事務所に電話して国民年金への加入手続を行った。手続後、数か月は納付書により郵便局で納付し、その後は夫の銀行口座から口座振替により納付していた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年11月に市役所又は社会保険事務所に電話して国民年金の加入手続を行ったと主張するが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、管轄する社会保険事務所の国民年金手帳記号番号総括払出簿により、55年6月2日と推認できるとともに、申立人が所持する国民年金手帳から、申立人の資格取得日が同年5月26日であることが確認できることから、申立期間は任意加入の未加入期間のため、この時点では保険料を納付することができない。

また、氏名検索の結果でも、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から43年3月までの期間及び44年10月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和43年4月から44年9月までの期間及び46年4月から48年9月までの期間の国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から48年9月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、昭和39年10月から48年9月までの期間において未納期間があるとの説明を受けた。昭和48年10月当時、飲食店を開店したが、その数日後にA市(旧B市)の女性職員が2名来店して国民年金への加入を勧められた。さかのぼって9年分の保険料を直接、この職員に支払ったはずなのに未納期間があるのは納得がいかない。当時、来訪した職員の1人は兄嫁の友人で、市役所の税金申告で対応してもらったので、よく覚えている。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年10月ころ、申立人の飲食店を訪問したA市(旧B市)職員から国民年金への加入を勧められ、当該市役所職員に9年分さかのぼって、保険料を納付したと主張しているが、申立期間のうち、43年2月以前の期間は、申立人が20歳前のため保険料を納付できず、43年4月から44年9月までの期間及び46年4月から48年9月までの期間は納付済みとなっており、申立内容に合理性が認められない。

また、申立人が保険料を納付したと主張する昭和48年10月は特例納付の実施期間ではなく、納付したとする金額の記憶も曖昧である。

さらに、当該市役所から、申立人が申立人の飲食店を訪問し保険料を収納したと主張する市役所職員は、昭和48年当時、税務課に所属しており、国民年金保険料の収納は行っていなかったとの回答がある。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、他に保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和39年10月から43年3月までの期間及び44年10月から46年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、昭和43年4月から44年9月までの期間及び46年4月から48年9月までの期間については、社会保険庁の記録では、国民年金保険料が納付済みとなっており、納付記録に問題は無い。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から同年10月まで

申立期間は、時期は分からないが、父がA市役所B支所で国民年金の加入手続をしてくれたので、未加入のはずがない。また、私が結婚して2年位たって、父から「お前の国民年金保険料は、A市役所B支所で納付しておいた」と聞いていたので、未納であるのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続や保険料納付に関与しておらず、申立人に代わり国民年金の加入手続や保険料納付を行ったとする父親の証言も得られないため、申立期間当時の加入手続、納付金額、納付時期、納付場所、納付方法等が不明である。

また、申立人は昭和41年2月ころ、A市役所で国民年金加入手続を行ったとしているところ、事実、社会保険事務所の記録から申立人の国民年金手帳記号番号は、同年2月に払い出されていることが確認できるが、この時点において申立期間は時効により保険料を納付できない上、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人又は申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月23日から40年4月26日まで  
昭和29年4月23日から40年4月26日までの厚生年金保険の加入期間について照会したところ、脱退手当金を支給しているため、年金額の計算には算入されない旨の回答を社会保険事務所から受けた。  
当時、脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

有限会社A社における厚生年金保険被保険者（女性）のうち、脱退手当金の支給記録のある3名について確認したところ、いずれも厚生年金保険被保険者資格喪失後、約6か月半から1年5か月後に脱退手当金の支給が決定されている。

また、申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和40年10月25日に支給が決定されているが、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年5月1日から24年2月1日まで  
② 昭和28年5月20日から同年9月1日まで  
③ 昭和29年11月1日から33年10月26日まで

A株式会社(申立期間①)及びB事業所(申立期間②及び③)の厚生年金保険被保険者期間について確認したところ、脱退手当金を支給済であるとの回答を受けた。

上記期間について、脱退手当金を受給した記憶が無いため、当該事業所の厚生年金保険被保険者期間として認めるよう申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

B社における厚生年金保険被保険者(女性)のうち、脱退手当金の支給記録がある3名について確認したところ、うち2名は脱退手当金を受給したことを認め、3名全員が請求手続を自分自身で行った覚えは無いと述べている上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、脱退手当金の請求手続は、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和34年2月26日に支給が決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 21 日から 34 年 3 月 29 日まで

A株式会社で勤務した昭和 32 年 3 月から 2 年間の厚生年金保険被保険者期間について、社会保険庁の記録では、脱退手当金が支給済みとなっているが、私は脱退手当金を受給した記憶はない。また、34 年 4 月から旧 B 社に採用が決まり同社を退職したが、その際、退職金や一時金などは受け取っていないし、脱退手当金の制度も知らなかった。

### 第3 委員会の判断の理由

A株式会社におけるオンライン検索可能な女性被保険者で、昭和 34 年 3 月までに資格を取得した脱退手当金の受給資格者 15 名のうち、脱退手当金の支給記録がある者は 11 名と大半を占めている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業所による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 34 年 6 月 25 日（その後、年金裁定事務の関係で 34 年 3 月 30 日に訂正）に支給が決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 9 月 1 日から 50 年 6 月 16 日まで  
② 昭和 51 年 3 月 16 日から同年 5 月 10 日まで  
③ 昭和 51 年 11 月 16 日から 52 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 47 年 9 月 1 日から 52 年 3 月 31 日まで A 省 B 局で非常勤職員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は、50 年 6 月 16 日から 51 年 3 月 16 日までの期間及び 51 年 5 月 10 日から同年 11 月 16 日までの期間しかない。

B 局に勤めていた時の雇用形態、勤務内容、給与等に関する記憶は全く無いが、勤務していた全期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 C 局の回答から、申立人が昭和 47 年 9 月 1 日から 52 年 3 月 31 日までの期間について、B 局（当時）に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間①、②及び③のいずれにも申立人の雇用保険の加入記録が無い一方で、申立人は当該事業所における厚生年金保険加入期間は雇用保険にも加入していることが確認できる。

また、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

### 2 申立期間①については、社会保険庁の記録によると、同事業所が最初に厚生年金保険の適用事業所となった期間は、昭和 33 年 1 月 10 日から同年 5 月 1 日までであり、次に適用事業所となった期間は、50 年 6 月 16 日から 56

年2月1日までであることから、申立期間①は適用事業所ではなかった期間である。

また、申立人は、昭和50年1月4日に国民年金に任意加入し、同年6月16日の資格喪失まで国民年金保険料を納付しているが、当該期間の保険料を還付された記憶は無いとしている。

3 申立期間②及び③の一部期間（昭和51年11月16日から同年12月13日まで）については、政府管掌健康保険を任意継続している記録が存在しており、申立期間③に係る51年12月13日の同健康保険任意継続の喪失事由は、保険料を納付期日までに納付しなかったためであることが確認できることから、申立期間②及び③においては、申立事業所において厚生年金保険に加入していなかったものと推認できる。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 12 月 23 日から 31 年 12 月 23 日まで  
② 昭和 31 年 3 月 17 日から同年 11 月 1 日まで  
③ 昭和 32 年 3 月 17 日から同年 11 月 1 日まで

申立期間①について、私は昭和 30 年 4 月高校卒業後に A (株) へ入社し同年 7 月に本採用となり、31 年 12 月 23 日まで勤務したが、厚生年金保険の加入期間が 5 か月のみであるのはおかしい。

申立期間②及び③について、社会保険庁の記録によると私の B (株) の厚生年金保険の加入期間は、31 年 3 月 17 日から同年 11 月 1 日までとなっているが、当該事業所には 32 年 3 月 17 日から同年 11 月 1 日まで勤務していたはずなので厚生年金保険の加入期間を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁の記録及び同僚の証言から、申立人が A (株) に勤務していたことは確認できるものの、申立人が申立期間も継続して当該事業所に勤務していた事実が確認できない。

また、申立人は申立期間に係る保険料控除に関する具体的な記憶が無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、当該事業所からは当時の資料が無いため不明との回答があるなど申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②及び③について、社会保険庁の記録 (昭和 31 年 3 月 17 日資格取得、同年 11 月 1 日資格喪失) 及び同僚の証言から、申立人が B (株) に勤

務したことは確認できるものの、勤務期間が特定できない。

また、申立期間③における社会保険事務所保管の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は無い上、健康保険の番号に欠番も無い。

さらに、申立人は申立期間③に係る保険料控除に関する具体的な記憶が無く、申立期間③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

加えて、当該事業所は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 11 月 1 日から 49 年 4 月 30 日まで  
A病院に勤務した昭和 48 年 11 月 1 日から 49 年 4 月 30 日までを厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

勤務証明書から、申立人が申立期間において、申立事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人は、当時、短期赴任医師として勤務していたと証言している上、当該事業所は、当時、短期赴任医師については社会保険の加入手続きを行っていなかったと証言しており、事実、同時期に短期赴任医師として勤務した同僚にも、申立期間の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、申立人は申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から 49 年 11 月まで

私は申立期間において「レストランA」に勤務していた。昭和 47 年頃から国民年金保険料を納付していたが、同事業所に勤務したときから止めたのは、当該事業所が厚生年金の適用事業所であったからではないかと思う。申立期間を厚生年金保険加入期間として認めて欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録には、申立人が勤務したとする「レストランA」及び法人登記簿で確認できた「株式会社A社」は適用事業所として見当たらない。

また、「株式会社A社」は既に解散しており、事業主も他界している上、申立人は同僚の記憶が曖昧であることから、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していた事実を確認できる資料は無く、証言も得ることができない。

また、申立人は申立期間に係る保険料控除に関する具体的な記憶が無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。